

第七回 国会 農林委員會 議錄 第三十八号

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

委員長代理理事 野原 正勝君

理事 松浦 東介君 理事 八木 一郎君

理事 藥師岩太郎君 理事 山村新治郎君

理事 吉川 久衛君 理事 小林 運美君

理事 井上 良二君 理事 山口 武秀君

青木 正君 足立 篤郎君

遠藤 三郎君 小淵 光平君

寺本 齋君 平澤 長吉君

刈 通義君 村上 清治君

守島 伍郎君 山本 久雄君

坂口 主税君 小平 忠君

足鹿 覺君 上林與市郎君

横田基太郎君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 山添 利作君

(農地局長) 最上 章吉君

(農林事務官) 林野庁長官 横川 信夫君

委員外の出席者

參議院議員 伊達源一郎君

專門員 藤井 信君

四月二十七日

委員北村徳太郎君辭任につき、その補

補欠として大森玉木君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十八日

委員中垣國男君辭任につき、その補

欠として坂本實君が議長の指名で委

員に選任された。

同月二十九日

農林委員會會議錄第三十八号

第一類第九号

昭和二十五年四月二十九日

委員坂本實君辭任につき、その補欠として中垣國男君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十八日

農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出第一九一號)

狩猟法の一部を改正する法律案(伊達源一郎君外九名提出、參法第八号)(予)

同月二十九日

狩猟法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第八号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

十委員補欠選任に関する件

農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出第一九一號)

狩猟法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第八号)

委員会に關する件

○野原委員長代理 これより會議を開きます。

小笠原委員長にはおさしつかえがありませんので、皆さんの御進言によりまして、本日は私が委員長としての職務を行います。

議事に入る前に議案が付託になりましたから御報告いたします。本二十九日、參議院議員伊達源一郎君外九名提出による狩猟法の一部を改正する法律案が、また昨二十八日内閣提出による農林水産業施設災害復旧事業費國庫補

助の暫定措置に関する法律案が、それぞれ本委員會に付託と相なりました。以上御報告いたします。

次に小委員の補欠選任を行います。

去る二十二日林業対策小委員及び畜産に関する小委員でありました大森玉木君が委員を辭任せられ、昨日また大森玉木君が議長の指名で委員になられました。つきましてはこの両小委員の補欠選任を行ななければなりません。

これは先例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○野原委員長代理 御異議なしと認めます。それでは從前通り林業対策小委員及び畜産に関する小委員に大森玉木君を指名いたします。

まず狩猟法の一部を改正する法律案を議題とし、その審議に入ります。提案者より趣旨の説明を求めます。伊達源一郎君。

狩猟法の一部を改正する法律案

右成規により發議する。

昭和二十五年四月二十七日

發議者

伊達源一郎 徳川 宗敬

岡本 愛祐 入交 太蔵

矢野 西雄 一松 定二

西川 甚五郎 北村 一男

大島 定吉 深水 六郎

參議院議長佐藤尚武殿

狩猟法の一部を改正する法律案

狩猟法(大正七年法律第三十二号)

の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「農林大臣」に、「命令」を「省令」に改める。

第一條第三項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事ハ狩猟鳥獸ノ保護繁殖ノ爲必要ト認ムルトキハ狩猟鳥獸ノ種類、区域、期間又ハ猟法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第一條第三項の次に次の二項を加える。

第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ種類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ

狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セントスルトキハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ予メ公聴會ヲ開キ利害關係人及字識經驗者ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

都道府県知事第三項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條本文を次のように改める。

狩猟鳥獸ハ農林大臣ノ定ムル銃器(空氣銃ヲ除ク)、網、罟其ノ他ノ器具ヲ使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩猟登録ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第四條を次のように改める。

第四條 狩猟免許又ハ狩猟登録ノ申請アリタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ者ガ第七條第一項又ハ

第二項ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外連帶ナク免許又ハ登録ヲ為スモノトス

第五條第二項中「銃器」の下に「空氣銃ヲ除ク」を、同條第三項中「狩猟免許」の下に「及ハ狩猟登録」を加え、同條第四項中「特殊ノ」を削り、同條第五項中「狩猟ヲ為スコトヲ得ス」を「狩猟鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

狩猟登録ヲ受ケタル者ニハ狩猟登録票ヲ交付ス

第六條中「罰金」を「罰金以上ノ刑」に、「一年」を「其ノ刑ノ執行ヲ終リ、又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後二年」に改め、「狩猟免許」の下に「及ハ狩猟登録」を加える。

第七條第二項中「乙種狩猟免許」の下に「又ハ狩猟登録」を、「免許」の下に「又ハ登録」を加え、「地方長官」を「都道府県知事」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

十八年未満ノ者、白痴者又ハ癲癩者ハ狩猟登録ヲ受クルコトヲ得ズ

第八條を次のように改める。

第八條 狩猟免許又ハ狩猟登録ヲ受クル者ハ五百円ヲ超エザル範圍内ニ於テ省令ヲ以テ定ムル額ノ手数料ヲ納付スベシ

第八條の次に次の一條を加える。

第八條ノ二 農林大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獸ノ保護繁殖ヲ圖ル爲メ必要アルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ鳥獸保護區ヲ設定スルコトヲ得

第一條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
鳥獸保護區ノ区域内ノ土地又ハ立木竹ノ開闢所有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ハ農林大臣又ハ都道府県知事ガ当該土地又ハ立木竹ノ鳥獸ノ生育及繁殖ニ必要ナル營集、給水、給餌等ノ施設ヲ設クルコトヲ拒ムコトヲ得ズ
鳥獸保護區ノ区域内ニ於テ水面ノ埋立若ハ干拓、立木竹ノ伐採又ハ工作物ノ設置ヲ為サントスル者ハ農林大臣又ハ都道府県知事ノ許可ヲ受ケベシ但シ鳥獸ノ保護繁殖ニ一般ニ支障ナシト認メラルル行為ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ許可ノ申請アリタル場合ニ於テハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ申請ニ係ル行為ガ当該鳥獸保護區ニ於ケル鳥獸ノ保護繁殖ニ支障アリト認ムベキ相當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
國又ハ都道府県ハ第三項ノ規定ニ依ル施設ノ設置ニ因リ損失ヲ被リタル者又ハ第四項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損失ヲ被リタル者ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス
前項ノ規定ニ依ル補償ノ金額ニ對シ不服アル者ハ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得
第九條、第十條及第十二條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。
第十一條第一号中「御猟場」を「鳥獸保護區」に、同條第四号中「公園」を「農林大臣ノ指定スル公園其ノ他之ニ類スル場所」に改める。

第十三條を次のように改める。
第十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ捕獲シタル鳥獸(狩獵鳥獸ヲ除ク)ハ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ発行スル飼養許可証ト共ニスルニ非ザレバ之ヲ飼養シ、譲渡シ、又ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ同項ノ許可ニ附シタル有効期間満了後三十日以内ニ於テ飼養スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條の次に次の一條を加える。
第十三條ノ二 キジ類及ヤマドリ(此等ヲ加工シタル食料品ヲ含ム)ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ學術研究又ハ繁殖ノ爲其ノ他特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十四條を次のように改める。
第十四條 國又ハ地方公共団体ハ一定ノ地域ニ於ケル狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ調整スル爲必要アルトキハ入猟規程ヲ添へ農林大臣ノ認可ヲ受ケテ猟區ヲ設定スルコトヲ得
前項ノ入猟規程ニ定ムベキ事項ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム
猟區設定者第一項ノ入猟規程ヲ變更セントスル場合ニ於テ其ノ變更ニ係ル事項ガ省令ヲ以テ定ムル事項ニ該當スルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ
第九條ハ其ノ区域内ノ土地ノ上ニ登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ設定スルコトヲ得ズ
猟區ノ存続期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ズ
農林大臣猟區ノ設定ヲ認可シタル

トキハ猟區ノ名称、区域、存続期間其ノ他省令ヲ以テ定ムル事項ヲ公示スベシ
第十九條を次のように改める。
第十九條 狩獵免許者ハ狩獵登録ヲ受ケタル者又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者鳥獸ヲ捕獲シ、又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セントスルトキハ狩獵免許、狩獵登録票又ハ許可証ヲ携帯シ國若ハ地方公共団体ノ當該官吏若ハ吏員、警察官若ハ警察吏員又ハ關係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スベシ
第十九條の次に次の一條を加える。
第十九條ノ二 農林大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ職員ヲシテ鳥獸保護區、禁獵區、獵區、店舖等ノ場所ニ立入ラシメ狩獵者其ノ他ノ者ノ所持スル鳥獸若ハ其ノ加工品又ハ鳥類ノ卵ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ立入検査ノ權限ハ犯罪捜査ノ爲認メラレタルモノト解スベカラズ
第一項ノ規定ニ依リ立入検査ヲ行フ職員ハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯シ關係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スベシ
第二十條の次に次の二條を加える。
第二十條ノ二 省令ヲ以テ定ムル鳥獸(其ノ加工品ヲ含ム)又ハ鳥類ノ卵ハ之ヲ輸出セントスル場合ニ在リテハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル省令ニ違反シテ捕獲シ、又ハ採取シタルモノニ非ザル旨ヲ証スル農林省ノ當該職員ノ発行スル証明書、輸入セントスル場合ニ在リテ

ハ適法ニ捕獲又ハ採取セル旨ノ當該國政府機關ノ発行スル證明書ヲ添附シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出シ、又ハ輸入スルコトヲ得ズ但シ当該鳥獸ノ捕獲又ハ採取ニ關スル證明ニ付テノ政府機關ヨリ有セザル國ヨリ輸入スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ證明書ノ様式及其ノ交付ノ手續ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十條ノ三 農林大臣又ハ都道府県知事ハ獵區設定者、狩獵免許者ハ狩獵登録ヲ受ケタル者、第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ鳥獸(其ノ加工品ヲ含ム)若ハ鳥類ノ卵ヲ輸出若ハ輸入セントスル者ヨリ本法ノ実施ノ爲必要ナル報告ヲ徴スルコトヲ得
第二十一條第一項中「五百円以下ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金」に、同項第一号中「又ハ第十六條を」第十六條又ハ第二十條ノ二に改め、同項第二号中「狩獵免許」の下に「狩獵登録」を加え、同号を第三号とし、同項第一号の次に次の一號を加える。
二 銃獵禁止區域ニ於テ銃獵ヲ爲シタル者
第二十一條第二項中「第三條又ハ第十五條ノ規定ニ違反スル」を「前項第一号又ハ第二号ノ二に、所有シ又ハ所持スル」を「所有スル」に改める。
第二十二條中「三百円以下ノ罰金」を「六箇月以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金」に、同條第一号中「第五條第五項」を「第五條第六項」に、「第十七條、第十八條を」第十三條ノ二に改め、同條第三号から第五号

までを次のように改め、同條但書を削る。
三 狩獵免許、狩獵登録票、第十二條第二項ノ許可証又ハ第十三條ノ飼養許可証ヲ他人ニ使用セシメタル者
四 他人ノ狩獵免許、狩獵登録票、第十二條第二項ノ許可証又ハ第十三條ノ飼養許可証ヲ使用シタル者
第二十二條の次に次の一條を加える。
第二十二條ノ二 第八條ノ二第三項若ハ第四項、第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第十七條ノ規定ニ違反シタル罪ハ占有者又ハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケタル者ノ告訴ヲ待チテ之ヲ論ズ
第二十三條を次のように改める。
第二十三條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス
一 第十四條第三項又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者
二 第十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ、又ハ忌避シタル者
三 第二十條ノ三ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ、又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
四 鳥獸保護區、禁獵區、銃獵禁止區域、獵區若ハ共同狩獵地ノ標識又ハ第八條ノ二第三項ノ施設ヲ移轉シ、汚損シ、毀壞シ、又ハ除却シタル者
第二十四條中「狩獵免許」の下に「狩獵登録」を、「罰金」の下に「以上ノ刑」を加える。
第二十五條を次のように改める。

第二十五條 法人ノ代表者又ハ法人

若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ
関シ第二十一條乃至第二十三條ノ
違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者
ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ対シ
亦各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人
又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ノ当該違反行爲ヲ防止スル
爲メ該業務ニ対シ相當ノ注意及監
督ヲ爲シタルコトヲ証明アリタル
トキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

附則

1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して六十日をこえない
期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に狩猟鳥獣
として定められているものは、改
正後の第一條第二項及び第四項の
規定により定められた狩猟鳥獣と
みなす。

3 改正前の第一條第三項又は第四
條の規定により農林大臣又は都道
府県知事がした捕獲の禁止又は制
限であつてこの法律施行の際現に
効力を有するものは、改正後の第
一條第三項から第五項までの規定
により農林大臣又は都道府県知事
がした捕獲の禁止又は制限とみな
す。

4 この法律施行の際現に存する猟
区は、改正後の第十四條の規定に
より設けられた猟区とみなす。但
し、その存続期間は、従前の存続
期間の残存期間とする。

5 この法律施行前にした行爲に対
する罰則の適用については、この

法律施行後でも、なお従前の例に
よる。

○伊達参議院議員 ただいま議院とな
りました狩猟法の一部を改正する法律
案の提案理由につきまして、大要を御
説明いたします。

わが国におきましては、諸外国に比
し一般に国民の鳥獣に対する認識がき
わめて薄く、有益鳥獣保護の方策も不
徹底でありましたため、従来鳥獣は次
第にその数を減じて来たのであります
が、戦時中の濫獲は特に著しく、さら
にまた森林の濫伐等は、鳥獣の自然的
生育の條件を奪うこととなりましたた
め、近時著しくその数を減じ、もしこ
のままに推移いたしますときは、ある
種の鳥獣は、わが国から永久にその姿
を没することとなるおそれがあるのであ
ります。近時全国的に蔓延して森林に
非常なる損害を加へつつあります森林
害虫の異常な発生は、害虫の天敵たる
鳥類の激減によりますますその数が多
く、松食い虫、野鼠その他の有害動物の繁
殖により、農林業等のこうむる損害
は、非常なるものがあります。こうし
た事態に対応いたしまして、有益鳥獣
につきましては、單にその捕獲を制限
するだけでは不十分でありまして、積
極的にその保護繁殖をはかることによ
り、わが国農林水産業等の発展に資す
る必要があるものであります。

次に本法案の主な内容を簡単に御説
明申し上げます。第一に、現行狩猟法
は、鳥獣を保護鳥獣と狩猟鳥獣とに区
別いたし、狩猟鳥獣を法定猟具をもつ
て捕獲する場合には、都道府県知事の
許可を要することを規定してありま
す。しかし特殊狩猟鳥獣につきまし

ては、農林大臣が地域を定めて、その
捕獲を禁止制限することができ、また
法定猟具以外の方法による捕獲につき
ましては、都道府県知事が農林大臣の
認可を得て制限または禁止することと
なっておりますが、法定猟具を用いて
の捕獲につきましては、危険予防に関
する制限以外には、何らの制限が設けら
れておりませんために、従来種々の不
都合が生じておりましたので、第一條
に、「特殊」という字句を入れ、農林
大臣または都道府県知事は、狩猟鳥獣
一般の捕獲についても、適宜適切な禁
止または制限をすることができると
いたしましたのであります。

第二に、現在空氣銃は銃器として規
定されておりますので、空氣銃を使用
して狩猟鳥獣を捕獲するためには、三
千六百円の特許税を支払わなければ
なりません。實際上特許免許を受け
る者が非常に少く、ほとんど全部が密
猟であり、その取締りもまったく不可
能に近い状態でありました。しかしこれ
を全然放任しておきますことは、鳥獣
保護の見地から見て適当ではありませ
んから、特に空氣銃につきましては、
これを免許の対象たる猟具から除外
し、簡易な特許登録の制度を設けるこ
ととし、その取締りを容易にすること
としたのであります。

第三に、現行狩猟法によりまして、
猟期は、内地におきましては十月十五
日から翌年四月十五日まで、北海道に
おきましては、九月十五日から翌年四
月十五日まででありまして、特殊の狩
猟鳥獣につきましては、さらに猟期を
限定することができるとなつてお
りますが、第五條中「特殊」という字

句を削ることにより、農林大臣は広く
狩猟鳥獣一般についても、猟期を限定
し得ることとしたのであります。す
なわち、都道府県知事が農林大臣の
認可を得て制限または禁止することと
なっておりますが、法定猟具以外のもの
を使用する狩猟鳥獣を捕獲することは違
反であるかにかにかつきましては、疑
問がありましたので、これを明確に
し、猟期外におきましては、第十二條
の特別捕獲許可による場合は、狩猟鳥
獣の捕獲はまったく禁止する旨を明ら
かにいたしましたのであります。

第四に、狩猟免許及び狩猟登録を受
けるにつきましては、五百円を越えな
い範囲内において省令で定める額の手
数料を納付すべきこととしたしました
ほか、この法律に基き省令に違反して
罰金以上の刑に処せられた者が狩猟免
許を受け得ない期間を一年から二年に
引上げることにいたしましたのでありま
す。

第五に、鳥獣の積極的な保護繁殖を
はかるため、農林大臣または都道府県
知事は、鳥獣保護区を設けることがで
き、鳥獣保護区内には、営巣、給餌、
給水等の保護施設を設けるとともに、
鳥獣の繁殖と生育に支障のある水面の
埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の
設置等は、農林大臣または都道府県知
事の許可を受けさせることとし、これ
によつて損害をこうむつた者に対して
は補償を与えることとしたのでありま
す。

第六に、狩猟鳥獣の種類決定、捕
獲の禁止もしくは制限または鳥獣保護
区の設定には、公聴会を開きまして、
利害関係人及び学識経験者の意見を聞
いて手続を慎重かつ民主的にすること
にいたしましたのであります。
第七に、現在わが国におきまして

は、一部に、第十二條の特別捕獲許可
により捕獲した保護鳥獣の飼養が行わ
れたおりますが、これにつきまして
は、特に飼養許可証を發行して、特別
捕獲許可によらないで捕獲したもの
の区別を明らかにすることにによりま
し、取締りを容易にいたしますことも
に、その保護をはかることとしたした
のであります。

第八に、きじ及びやまどりわが国
特有のものでありますにかかわらず、
近年その数が著しく減少しております
ので、その捕獲数を制限してあります
が、なお十分とは申せませんため、そ
の販売をも禁止いたして、捕獲制限の
目的を達することとしたのでありま
す。

第九に、鳥獣の輸出及び輸入につ
きましては、適法に、捕獲された旨の証
明書を添付せしめることとしたした
のであります。これは従来唯だわが
国で捕獲を禁止してありますにか
かわらず、その皮が外国に輸出され
ている事実にかんがみまして、輸出
の際に検査を行うことにより、捕獲の
段階だけでなく、最終的な関門によつ
て違反の取締りを行おうとするもので
あります。なお現在米國初め諸外国に
もこの制度の例がありますので、輸入
の際にも、そうした制度のある国から
の輸入につきましては、当該国の証明
書を添付せしめることとしたしたので
あります。

第十に、その他検査、報告徴取の規
定を整備いたしますとともに、罰則を
強化し、体罰をも科し得ることとし
したのであります。

以上狩猟法の一部を改正する法律案
の提案理由につきまして、概略御説明

申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○野原委員長代理 これにて提案者の提案理由の説明を終りました。

引続き質疑及び討論であります。これは都合によりまして後日に行うことといたします。

○野原委員長代理 次に農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題とし、審議に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。坂本農林政務次官。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設(以下「農地等」という。)の災害復旧事業を行う者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公的施設であつて左に掲げるものをいう。

- 一 かんがい排水施設
- 二 農業用道路
- 三 農地又は農作物の災害を防止

2 この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公的施設であつて左に掲げるものをいう。

- 一 林地荒廃防止施設
- 二 林道

3 この法律で「漁港施設」とは、漁業の根拠地となる水域及び陸域内にある施設であつて、左に掲げるものをいう。

- 一 外かく施設
- 二 けい留施設
- 三 水域施設

4 この法律で「災害」とは、暴風、水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害をいう。

5 この法律で「災害復旧事業」とは、災害によつて必要を生じた事業で、災害にかつた農地等を原形に復旧することを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

6 災害によつて必要を生じた事業で、災害にかつた施設(農地を含む。以下同じ。)を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

7 前二項の場合において、一の施設について災害にかつた箇所が五十メートル(漁港施設にあつては二十メートル。以下同じ。)以内の間隔で連続しているものに係る

工事並びに一の施設について災害にかつた箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事又は二以上の施設にわたる工事等当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する者が二以上あるものについては、この限りでない。

(補助の対象及び補助率)

第三條 国は、農地等の災害復旧事業について、当該事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、その事業費(前條第六項に規定する事業のうち原形に復旧することが不適当な場合に之に代るべき必要な施設をすることを目的とするものについては、当該事業の事業費が当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合においては、原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額。以下同じ。)の一部を補助することができ、

2 前項の規定により国が行う補助の比率は、左の区分による。

- 一 農地に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五
- 二 農業用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六
- 三 林業用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五
- イ 林地荒廃防止施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の三分の二

四 漁港施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五

イ 都道府県又はその機関の維持管理に属する施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六

ロ 市町村、特別地方公共団体(地方自治法(昭五。但し、当該都道府県が当該災害復旧事業につき当該市町村等に規定するものを含む。若しくは若しくはその負担金の免除の額、その事業費に對する比率とあわせて十分の十をこえる場合、その割合は、その割合を減じた比率。

(補助金の返還) 第四條 前條の規定により補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた年度において当該補助金の目的

である災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、その交付を受けた補助金のうち災害復旧事業費の剰余額に同條の比率を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度の終了後滞りなく国に返還しなければならない。

2 農林大臣は、前條の規定により補助金の交付を受けた者がその補助金を受けた年度において当該補助金の目的である災害復旧事業にその補助金を使用しないとき、当該補助金の目的に反してその補助金を使用したとき、又は当該補助金の目的である工事の施行が著しく不適当であるときは、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ、

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その返還を命ぜられた金額を滞りなく国に返還しなければならない。

(適用除外)

第五條 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 維持工事とみるべきもの
- 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗雑に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 四 甚しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの
- 六 土砂流入による農地の災害復

旧事業のうち、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒徑一ミリメートル以下の土砂にあつては二センチメートル、粒徑〇・二五ミリメートル以下の土砂にあつては五センチメートルに満たない農地に係るもの

七 耕土流失による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流失耕土の平均の厚さが一割に満たない農地に係るもの

八 災害により搬出不能となつた用新材の量が二千石に満たない林道、その他農地等のうち主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

九 地方公共団体（市町村）に於ては都道府県が左の基準以上の助成を行わなければならないもの

イ 農地、農業 当該災害復旧用施設又は事業の事業費の十分の一に相当する額の補助金の交付又は負担金の免除

ロ 市町村等の維持管理に事業の事業費の十分の一に相当する額の補助金の交付又は負担金の免除

（都道府県知事の指導）
第六條 都道府県知事は、農地等の災害復旧事業につきこの法律により補助を受けて工事を行う者に対し、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な調査を行

い、報告を求め、又は事業の施行に必要の指示をすることができ

（他の法律との関係）
第七條 この法律により国が補助を行う災害復旧事業については、都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律（明治四十四年法律第十五号）による補助は行わない。

（実施規定）
第八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
一 この法律は、公布の日から起算し、昭和二十五年四月一日から適用する。

二 昭和二十一年に発生した南海震災及び昭和二十二年に新潟県において発生した融雪地すべりによる農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する昭和二十五年度における補助の比率については、第三條の規定にかかわらず、左の区分によるものとする。

災害を受けた種目別
農地 農業用施設

南海 震災 高知 十分の八・五
徳島 十分の八・五
香川 十分の七・五
三河 十分の八・五
伊豆 十分の八・五
新・ 十分の九

融雪地すべり 十分の八・五

〇坂本府委員 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案の提案理由を説明いたしま

す。申すまでもなくわが国におきましては、自然の環境上各種の災害がすこぶる多いのに加へまして、戦時中の治山治水対策の不備等の事情も加わり、近時は災害が相次いで頻発いたしまし

て、甚重なる農地その他の施設の被害は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

は、巨額に上つております。政府とい

が、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

は、はつきり法律に規定されること

思うのであります。そういう場合に、政府はこまかいところを一々まわるといふわけにはとても参らぬでございませうけれども、少くとも相当大規模の工事については、災害を受けております。実情をよく実地に押えて、それによつて県側及び工事施行者から申請しておきますものの内容を、十分実地に当てはめて検討して、補助率をきめて行く。こういうことが必要だと思ひますが、そういうことを実際おやりになつておられますか、どういう方法によつてこれをきめようとしておりますか。これを伺いたい。

○山添政府委員 災害が起りますと、まず地元で一つ／＼の箇所別に災害の調査を出すわけでありまして。農地関係においては、御承知のように、農地事務局というものがございまして。その関係の方で現地に参りまして、サンプリング調査といふんです、全部はともいきませんから、見まして査定をいたします。その結果によつて大体右へならえといふことになるわけでありまして、むろん大きなものは綿密にやるわけでありまして。

○井上(農)委員 かつていろいろな災害を受けた実情を、私もたび／＼議員として現地を見に行きます場合に、いふまでも、県側では、できるだけ災害のきわめて深刻な、被害の甚大な地域だけをサンプリングに見せて、実際の数字とはその実情は違ふ場合が往々にしてあり得るのであります。われ／＼は現に地方に行つてその実情を知つております。従つて農地事務局という一つの地域的な監督機関に実情を把握さそうとしまして、いろいろな形のかつた人が見るわけでもありませんし、担当

官は大体においてきまつておりますから、これがえてして地元なりあるいは県側の方から、いろいろな接待を受けまして、かんじん正確な良心的な報告といふものが、はたして提出されておるかどうかといふことは、非常に疑問であります。従つて公営の補助金を少しでも多くとろうといふのが地元の熾烈な要求であり、また実際これを正確に国民の負担によつて行つておられますから、できるだけ適切な補助金として交付せなければならぬのであります。問題はその点がどうなつておるかといふことが、われ／＼としては非常に重大な関心を持たなければなりません。そういう場合に、一農地局において何人／＼の人が現地に現に行つてか。この資料にも出ておりますが、昨年起りましたいろいろな颱風、アイオン颱風とかデラ颱風、ヘスター颱風、キティ颱風といふように、颱風がたさんございまして、これらの颱風が、たとえば九州なら九州の全部を襲つた場合、一体九州農地局というものが、これだけの広い範囲にわたつた被害を、具体的に各県とも実地に把握するといふことは、非常に困難ではないかといふことになり得るのであります。こ

ういふ場合は、他の被害を受けない県から応援を求めるなり、あるいは利害関係のないものが立ち会ふなりして、十分実地を把握する必要があると思ひますが、そういう手はずになつておりますか。なつてないといふれば、今後どうするつもりでありますか。

○山添政府委員 現在までのところ、他の局から応援を出すといふことは、い

たになりまして、水増しということが行われがちでございまして、災害の点についても、府県から上つて参ります報告と、農林省で査定します類との間には、どうしても二割、三割の開きが出て来るのであります。これは農地事務局には災害復旧課という課がつくつてございまして、そこに係員がおりますので、これが実地に参りまして査定をいたしまして、その基準によつて全般を律するといふことにいたしております。本省においては、各事務局から上つて参りますものを、また全国的な見地からバランスをとるといふんです、誤りなきよう期しておるのであります。聞いてみますと、当初のうちは、各事務局ごとにとりまして主観的な見地が入るといふんです、多少でござい

が、あつたやうでございまして、今日においては相当熟練しております関係上、大したでございまいやうになつておるのであります。しかしいづれにいたしましても、災害は非常に箇所が多い関係上、井上委員がおつしやいますやうなことが、とかく起りがちであります。こういう法律をつくりまして、基準を明確にする、またこれに附帯いたしまして、査定の標準のこまかいものを等を科学的につくつて行かなければならぬわけでありまして、査定を正確、かつ統一したものにやつて行こうとするのも、またこの法律化するといふことのも目的の一つに含まれておるわけでありまして。

○井上(農)委員 その問題についての質問はさらに続けますけれども、この際政務次官が急ぐさうですから、特に政務次官に何つておきたいのは、災害復旧に対しての補助金を出すという考

え方は、もちろん政府としては、わが国の今日の農林業の現状から、当然国家的な投資を必要とするのであります。問題は日本のように非常に災害の多い地理的、または自然的條件に置かれておりますところにおいては、災害が起きてから、初めて災害復旧に對して予算的処置を講じて、實際復旧いたしますのには、数年後でなければならぬ、その間の運動から實際工事に入り、工事完成までの苦勞なり時間的な大きな損害といふものは、はかり知れないものがあり得るのであります。従つて災害が起りますと、ただちに復旧するところの、不測の訓練と準備といふものが必要じやないかといふことを、私は常に考へておるのであります。災害が起つて予算的処置を講じておつたのでは、實際は間に合はぬところが多ございまして、幸いに本年から、公共事業費の一部を予備金として政府が持つておるといふ処置がとられておりますけれども、この金を實際有効適切に活用いたしますためには、最も全国的に災害の起る地域をそれ／＼指定いたしまして、ここで災害赤字といふんです、そこらの住民の協力を求めて、災害に必要ないろいろな準備をふだんから立てて置くといふことも、私は必要ではないかと考へております。たとえて申しますと、大河川にはそれ／＼水防組合というのがございまして、ふだんから堤防が切れた場合の非常処置としての、俵とかじやかとか、その他非常対策に必要な機材、器具といふものが整えられており、またそれ／＼水防員といふものがふだんから訓練されて、いつでも出

動できるような態勢になつておるのであります。こういう態勢が、日本のように非常に災害の多い地帯においては、国民的の協力を訓練と、これに対する政府の資材と資金をふだんから準備して置く、災害が起ればただちにそれを復旧するといふ、非常措置がとられなければならぬ、これは考へますが、この点に對して政務次官はどう考へになりますか。そういうことについて、積極的に今後政府としては手をつける必要がありはしないかと考へますが、これに對する御意見を承りたいと思ひます。

○坂本政府委員 災害の程度にもよると思ひますが、応急的に措置をしなればならないものもありましようし、また非常に大きな災害につきましても、恒久的な対策を必要とするものもあると思ひます。いづれにいたしましても、平素から万一の場合に對する備えがなければならぬといふ御意見につきましては、まつたくわれわれも同意であります。幸いに本年度の予算におきまして、多少なり予備金が認められたのであります。もちろん十分なものではないと思ひますが、応急的な対策はとり得るのではないかと考へております。従来からいたしまして、大きな災害につきましては、補正予算等におきまして、適宜これを補正して行くといふことになつておるのであります。従いまして、その年次におきます国の財政によりまして、いろいろ／＼予算的措置の問題はあろうかと思ひますが、今お話を通り、い

ましたならば、すみやかにこれを復旧するといふことの必要性は、御指摘

したる通り、いづれにいたしましても、災害が発生をいたしたならば、すみやかにこれを復旧するといふことの必要性は、御指摘

したる通り、いづれにいたしましても、災害が発生をいたしたならば、すみやかにこれを復旧するといふことの必要性は、御指摘

の通りであります。これに對しまして、政府といはしましては、万全の措置を講じなければならぬと考えておるのではありません。恒久的にこれらの防衛対策というものにつきましては、さらに十分研究してみたいと思ひます。

○井上(農)委員 さらにもう一点、問題は平常からそういうことを準備しておくといいことのために、予算的措置として一部予備金が認められた。ところが現在の復旧については二十五年年度予算をもつてしても全部復旧ができず、二十六年度以降に於いてさえ、まだ二百億からのものが残つておる。こういうことでございすが、これを繰上げて実行することの方が、實際は災害復旧に必要ではないか。予備金をこ

こへ持つておつて、そして實際今までの被害を受けた復旧工事については、ずつと繰越してやつて行くという行き方は、どうも私としては不思議で

かなわぬのです。そういう金があるなら、現に被害を受けて復旧しなければならぬものが莫大に残つておるのではありませんか。これを何で政府はやらないのか。予備金を残すほどの金があるのですから、そのうち二百億なり三百億なり出してやれば、二十五年年度中に済んでしまふという考え方も超つて

来ますが、これに對してはどうお考えになりますか。

○山添政府委員 一回に早く直してしまふといふことは、議論の余地がないのでありますが、国の財政状況からいたしまして、そう行きませんので大体最近では三年以上かかつて復旧することになつております。實際問題といひましては、簡単な工事は予算よりも實際に早くできるのであります、こ

れは御承知の通りであります。ただこの補助金が遅れて参るということになるわけでありま。

それから過去のものを放つておいて、新しいものに予備金等を準備しておくといいことはどうかという点であります。どうも必要なのであります。そのための予備金をつとておくことは、当然必要だと思ひます。

○井上(農)委員 さいぜんの質問に續くのですが、工事対象となる実地の問題についてであります。私は、できればこの工事対象の補助金交付に至るまでの、具体的な実地検証をやりま

す。と申しますのは、實際この専門的に見に行くという人は特定の人でありまして、しかも非常に年の若い人が多い現状からいたしまして、どう

しても担当局なり、また地元有力者の人々に陳情されますと、つい自分の大切な任務というものが、えてして地元の見解に合流する危険が非常に多いのであります。こういう面から、そ

う工事対象になりまふ実地に對しまして、この工事の経費がどれほどかかるか、国としてどれくらい補助しな

ければならないかという点の、明確な査定を行いますところの、特別な技術委員会といふものを設定する必要が、私はあると思ひますが、この点に對してはどうお考えになりますか。

○山添政府委員 これは人間の弱点といふようなことに關連してお話であります。査定につきましての基準を明確にする必要があるものでありま

し、今までもそういうものがあります。が、今後一層明確にして行きたい。そのどの量の量か幾らであるとか、これを捨てるのどのくらいかあるとか、ど

その経費も出て来るわけでありま。またせきの復旧というやうなことに

きましては、その設計を見ますれば、専門的に工事費といふものが出来て来るわけでありまして、この災害復旧につ

きましては、一箇所ごとの詳細なる調査を徴してあります。その一箇所ご

ておるかどうかということが、査定の対象になるわけでございます。そこでその調査と実地についての査定とを照

し合せて、一定の査定率を出す。それで全部は見られませんが、それをもつて全般を推す。こういう方法

をやつておるのであります。井上さんのおつしやいましたことは、そういう非常に科学的にやつて行くという方法

のほかに、人間の弱点というやうなことが現れないやうな方法を考えたらどうかという御注意でございます。これは予算定員等とも關係がござ

いますので、考慮してみたいと思ひま

す。

○井上(農)委員 次に補助金の交付手続の問題ですが、實際予算が国会を通

過いたしまして、実施に入りましてから、また本省で實際具体的に査定を

ましてから後の、補助金の交付の具体的な簡易化の問題であります。現在

のやうなやり方を、もう少し改善するわけには行きませんか。非常に長い手

間をかけて、いろ／＼な陳情をしな

ければ、實際補助金が施行団体まで下つて来ないという実情を、何とかもつ

て、今までもそういうものがあります。が、今後一層明確にして行きたい。そのどの量の量か幾らであるとか、これを捨てるのどのくらいかあるとか、ど

その経費も出て来るわけでありま。またせきの復旧というやうなことに

きましては、その設計を見ますれば、専門的に工事費といふものが出来て来るわけでありまして、この災害復旧につ

きましては、一箇所ごとの詳細なる調査を徴してあります。その一箇所ご

ておるかどうかということが、査定の対象になるわけでございます。そこでその調査と実地についての査定とを照

し合せて、一定の査定率を出す。それで全部は見られませんが、それをもつて全般を推す。こういう方法

をやつておるのであります。井上さんのおつしやいましたことは、そういう非常に科学的にやつて行くという方法

のほかに、人間の弱点というやうなことが現れないやうな方法を考えたらどうかという御注意でございます。これは予算定員等とも關係がござ

いますので、考慮してみたいと思ひま

す。

○井上(農)委員 次に事業範囲の制限の問題でございますが、これによりま

す。

○山添政府委員 それ以下の小さいものは、個人なり、あるいは公共施設で

ございしますれば団体でやつてもらうわけでありまして、これは国の財政の都合から見まして、おのずから制約が

ございします。また先ほど申しましたやうに、適正にやらなければならぬ。そうすると行政上救える範囲というも

のも、おのずからきまつてゐるわけでありまして、この十五万円ということでは、大して苦情を聞いておりませ

ん。

○井上(農)委員 次にこの補助対象の補助率の問題ですが、これによりま

す。

○山添政府委員 これはあんまり違

ないものであります。農地にかかるものが十分の五というものは、これは非常に受益者がはつきりしているわけですね。林業の方におきましては、林道にかか

るものは受益者が非常にはつきりしてありますので、十分の五であります。農業用施設にかか

るものは公共的な意味を持つておりますので三分の二、三分の一とい

うことは十分の六・六といふことであります。あまり違わぬのであります。

〔山村委員長代理退席、野原委員長代理退席〕

○井上(農)委員 その次に市町村または特別地方公共団体がやりますもの

と、今の前の場合との率が非常に違

うのですが、これはどういふわけ

なにか違えたかということ。それから

の次に補助金の返還の規定がござ

います。返還をさせる場合において、

特に重要な点は、第二項の農林大臣

云々の最後の方に「当該補助の目的に反

し

て

七

七

七

てその補助金を使用したとき、又は当該補助金の目的である工事の施行が著しく不適当であるときは、その者に對し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。このようにすることについてありますが、一体この場合の監督といひますか、工事監督はだれがやるのでありますか。つまり総事業費がこれだけ、政府の補助はこれだけということ、その工事の施行を始めるわけですが、實際やつた結果を見て、これは政府の意圖する通りでないというところから、補助金は返せ、こういうことに結論がいつもなるのです。そうすると、その工事監督の責任は、政府の方にも工事施行者にもあるわけですか。この場合どういふ考え方をですか。

○山添政府委員 補助率は、全部これは現にやつていけるやつをそのままとつたのであります。法制化する機会に、上げるわけに行かず下げるわけに行きませう、これは従来の沿革でやつておきますので、十分の六といひ、十分の六・五といひ、三分の二といひ、まことになつていけるのであります。現在やつておる通りだといふに御承知願います。

それから第四條の關係におきまして、工事の監督であります。これはもとより國が補助して復旧いたしますので、制度上國が監督いたしますことは當然でありますけれども、事實問題として手が足りませんので、國が直接やることはほとんどむずかしいと思ひます。そこで第六條におきまして、都道府県知事がこれについての調査、監督をする規定を置いたのであります。實際を申し上げますと、今まで府県が監督責任を持つておりましたが、今後とも

府県が監督責任を持つことが、實際の運用であらうと考えます。

○井上(三)委員 そうすると、今まで補助金を渡しました工事で、ここに規定してあるような事態が起りました事実がありますか。また實際補助の目的とはなほ反した方面に使用されたという事実がありますか。それともまったく不適当な工事であつたから、その一部の返還を命じたというような事実がありますか。それを伺ひたい。

次に適用除外の規定であります。これによりますと経済的効果の小さいものはやらない。以下いろいろ書いてありますが、一体この経済効果が小さいといふことは、日本の現在のような耕地の場合、これは非常に大きな耕地を持つていける人は、國家の補助を受けられるのでありますけれども、非常に過小の耕地しか持つていない農民は、まったく政府の補助を受けることができないことになつてしまひます。これをどうお考えになりますか。またこういう経済的効果が小さいというものは、一体どこでだれがきめるのですか。

○山添政府委員 工事の施行が不適当であるといふようなことで、補助金の返還を命じた例はおそらくないと思ひます。また補助金の使用が他の方面に使われた。この事例は、結局私が知つておる限りではございませう。こういうことがございませうれば、一面にはこれは刑事事件になるわけでありまして、最近の事例としては私は知りません。しかし昔からいつて、そういうことがなかつたとは申し上げられませう。

次に第五條の経済効果の小さいものといふのは、小農には困るじやないかといふ言葉でございませう。それが、それは關係がないのであります。ここに言ひます「経済効果の小さい」と言ひますのは、投じます復旧の経費と、それによつて受ける利益とがあまりにバランスがとれない。たとえて申しますれば、耕地復旧にいたしましても、これが地盤沈下で海底に落ちてしまつたので、これを復旧しようとするれば一反歩二十万円で三十万円でかかるから、これはやめだ、こういうことであります。そういうように投ずる費用と、それによつて得る効果とを比較してみても、経済効果、こういう意味であります。ただの大小といふ点から申しますと、復旧工事の経費が十五万円以上でなければ対象にならないといふことが、別にまた出てくるのであります。なおこの認定は農林大臣であります。

○井上(三)委員 そうしますと、實際は小さい災害で、経済効果が小さいものといひますけれども、なるほど効果の上では小さくとも、それが及ぼす影響といひますか、それをそのまま復旧せずに置いた場合に、次の災害によつて、さらに一層その危険率が増える面に影響して行くという事態は、いろいろ場合が多いのであります。そういう場合は當然考慮されなければならぬと考えますが、その点は考慮されるのでありますでしょうか。

○山添政府委員 ここにあげましたのは、ここで考えておられるのは、費用とそれからそれに伴う効果との比率を考へておるのであります。それ以外にフアクターによつて、どうしても何らかの施設をやらなければならぬとい

うことでありますれば、その事情は考慮せられると思ふのであります。おそれなくそういうことは非常に小さい場合でなく、ある程度広い災害が起りました場合に、起り得る事柄かと思ふのであります。そういう場合には災害復旧といふことの全般的見地から考慮せられると思ひます。

○井上(三)委員 次にこの第三号、第四号の問題であります。これによりますと明らかに設計の不備又は工事の施行の粗雑に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。このなつております。これは私がさきから質疑をいたしております重要な点に關係がございませう。いわゆる工事の設計及びその施行の監督が、政府の方にそれを監督しそれを検討する責任が一部あるにかかわらず、政府はこれを府県の監督に委任をいたしまして、實際でいうものが不備または工事の粗雑で起つたものについては、いかなる災害でもこれは補助を適用しない、こういうことになつておるわけですか。これはまつたく片手落ちな行き方であつて、この規定を設ける以上は、政府が國民の負担による補助を災害復旧に使うのでありますから、當然政府みずからが責任を負うた、いわゆる府県の出しに來ます。設計書が現地に十分適応した設計であるかどうかといふこと、工事の施行の實際の経過を見て、これならは將來少々の災害があつても大丈夫だといふようなことを、十分検討される必要があらうと思ひます。それにこの條文を設けて、府県の一方的な責任にかゝるというところは、ちよつとぼくはおかしいのじやないかと思ふので

す。

それからその四号の「甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因する」と、こう申しますけれども、維持管理の義務を怠るという具体的な解釈といふものを、一体政府はどう考へておるか。たとえば河川の場合ある一定量の水が常に流れておる。また非常の出水があつた。しかしその出水に耐えられないような堤防でありますとか、用水路でありますとか、そういうものが破壊をしたら、それは維持管理の義務を怠つた、こういうことになりませうか。自然の暴威はいかんせん人間の力で防ぎ得ないのであります。この点の義務を怠つたといふ具体的な政府の解釈は、どういふ点を義務を怠つたといふのですか。これを明らかに願ひたい。

○山添政府委員 この点はあまり實際にいたしまして、三号にいたしまして四号にいたしまして、ぶつかつたことではないのであります。元來思想的に申しまして、たえず維持管理に注意をいたしておるべきでありまして、何でもかんでも災害が起れば、かえつてその機会に改良しようといふようなことで、災害を待つておられるといふような弊風を生じましてはたいへんであります。國が災害復旧費を全額持つといふことの端点も、まあ財政上の負担と同時に、そういう維持管理に粗雑を來すおそれがあるといふことも、理由の一つになつておるのであります。この具体的な認定につきましては、それなればならぬのであります。ここにその思想を明確にいたしまして、平生の注意を促しておると、こういうふうな御承知願ひたいのであります。

す。

○井上(憲)委員 最後に、この一番し
まの第九号の具体的な御説明を願
たいのであります。「地方公共団体が
左の基準以上の助成を行わないもの」と
して、「農地、農業用施設又は林道
に係るもの」は「当該災害復旧事業の事
業費の十分の一に相当する額の補助金
の交付又は負担金の免除」、こうあり
ますが、この具体的な御説明を願いま
す。

○山添政府委員 これらのものにつ
きまして、現在府県等におきまして、国
が補助のほかに一部補助をつけ足して
おるのであります。その事例をここに
明記したのであります。もつとも
耕地の復旧につきましては、府県なり
町村が一部つけ足しをしておるとい
う事例は少いのであります。今回それ
を入れました。そこで一部つけ足す
まあ府県なり市町村なりが災害復旧費
の十分の一、一割以上を持つてもら
いたい。またそれを町村の工事として
施行する、あるいは都道府県の工事とし
て施行するという場合には、地元の人
者といえまするか地元の人から負担
金をとつておるわけでありまして、そ
の割以上はまけてくれ、とらない、こ
ういうふうにすることが、補助をする
条件になつておる、こういうわけであ
ります。

○井上(憲)委員 わかりました。
○小平(忠)委員 まことに適切な法
案の提出を願つたわけでありまして、
この際疑問をいたします二、三点に
ついて伺いをいたし、政府のお考え
を明らかにいたしてもらいたいと思
うわけでありまして、

第一点は、この法案の第二條に公共
的施設とあるのでありますが、この公
共的施設という政府当局の解釈をお伺
いしたいのであります。

次にこの第二條の第一項の第三号の
ことでありまして、「農地又は農作物
の災害を防止するため必要な施設と
するものは、一体どのような施設をお
考へになつておるのか、まずこれらの点
についてお伺いをいたしたいと思いま
す。

○山添政府委員 公共的と申しますの
は、平たく申しますれば、多勢の人に
関係する、こういう意味であります。
それから「農地又は農作物の災害を防
止するため必要な施設」と申しますの
は、これは現在にあまり適切な例が
ございせんが、だん／＼土壌侵蝕の
防止施設というふうなものを講じて参
るといたしますと、そう入るわけであ
ります。

○小平(忠)委員 そういたしますと、
私はこの際事例をあげてお伺いいた
したいのであります。今回のこの法案
の内容は、先ほど申し上げましたよう
に、まことに適切なものでありまし
て、われ／＼が多年の要望の事項であ
ります。と申しますのは、今日の段階
においては、一応災害復旧という点に
おいて、従来支出し、また従来政府が
とつておるところの要綱に基いて、法
制化された事項であります。私はやは
り災害が起きてこれだから、それを
復旧するということも大事であります
が、災害を未然に防ぐ、すなわち災害
を防止するということも、政府がもう
少し積極的に考えてもらなければなら
ぬのではないかと申しますのは、
今日風水害にいたしましても、あるい
は旱害にいたしましても、これによる
ところの被害は、実に甚大でありま

す。しかしてこれらを未然に防止する
施策が、もう少し積極的にやらるべき
じやないかと思つております。そう
いう観点から、この法律では第一條の
目的に、災害復旧事業に対して国が補
助をする。復旧一点張りのように考へ
るわけでありまして、しかし第二條の第
一項第三号に、「農地又は農作物の災
害を防止するため必要な施設」とあり
ますので、防止ということも考へない
わけではなかつたかと思つて、
この防止というものは、一体防止するた
めの施設をいたしまして、その施設が
災害にあつた場合に、それに対してや
るのか、防止をするための施設に対
して補助をするのか、この点をお伺い
したいわけでありまして、

○山添政府委員 これは防止施設に対
して補助をする、という意味ではござ
いせんので、防止する施設が災害に
かかつた場合に限定されるのでありま
して、防止するための施設につきまし
ては、現に補助をやつておりますの
は、御承知の防水溜池であります。と
か、あるいは水面上昇施設であります
とか、あるいは旱害交付金であります
とか、これは助成法というものはござ
いせんが、それらの施設は、土地改
良法等に規定してございまして、そこ
でそういう施設をやる。それに対して
国が補助金を交付することができると
いうふうなことは、そちらの方の
法律に規定してあるわけでありま
す。

○小平(忠)委員 次第に明らかにな
つて参るのでありますが、そういたしま
すと、私はこの点に対して、非常に疑
問を持つわけでありまして、この第三号の場
合には、当然私はこのようなことを考へ

ておるのではないかと思ひます。これは
「農地又は農作物の災害を防止するた
め必要な施設」というものは、当然客
土なり、あるいは石炭等の施肥、あるいは
溜池とかいふような、未然に防止を
する施設に対して、私は国が補助を
する。もちろんこの場合には、補助の
規定によつて、公共的な施設に対して
補助をするということではなければなら
ぬと思ひます。しかるに今の局長の説
明によりますと、そういう施設に災害
があつた場合に補助をするというので
は、單にあくまでもこれの場合に復
旧する、それに重点が置かれるのであ
りまして、災害復旧はもろ／＼大切で
ありまして、災害に至らないように災
害を未然に防止するという観点に重点
を置かなければ、何もいまだこれ
を法律化する必要はないと思ひます。特に農
林関係の公共事業費の内容を見まして
も突に驚く。いかに全国の農民が毎年
毎年血の出るような叫びをいたしまし
ても、何ら予算の上に現われて来ない
というのを考へてみますと、私
はせつ／＼政府がこの法律案を用意さ
れたのでありますから、この際未然に
防止をする、ということを、思い切つて
やつていただきたい。すなわち昨年北
海道や長野県下における旱害は、実に
莫大なのであります。その被害だけ
でも、三十億を突破しておる状態であ
ります。これは簡単なことなんでしょう。
というところは、混濁耕なり、あるいは
心土耕あるいは溜池、客土、中には土
地改良の問題も入りますが、これに対
して事前の策を講ずる必要がある。こ
れに農作物の災害については、例の農
業災害補償法に補助の道があります

が、これは微々たるものであつて、收
穫皆無に至る災害補助としては、どう
しても不可能である。ですから、この際
どうしてもこういう面において、せつ
／＼の法案を立案されたのであるか
ら、その点を繰り込んでいただくこと
は当然だと思ひますが、農地局長のお
考えは、いかがでございまして、よろ
うか。

○山添政府委員 小平委員の御意見
は、私も非常に同感でございまして。災
害の起りましたあとで賑／＼よりも、そ
の前について／＼な施設を完備すべきで
ある、かつそれに向つて国が相当の経
費をつぎ込むべきである、こういう御
議論には、まづ／＼同感であります。
農業関係におきましては、御承知の
ように、今年は治山治水というので、
防災の特別の経費が増額になつたので
あります。農業関係では、その点は見
るべきものがございせんので、これは
二十六年度には拡充をいたしたいと考
へておるのであります。小平委員の言
われまふことは、まづ／＼同感であり
ますけれども、その事柄と、法律の制
度あるいは法律論と混同なさるゝよう
にお願いいたしたい。この法律は、災
害復旧というのを書いてあるのであり
まして、災害の復旧について国が補助
することができると書いてありますけれ
ども、その心持は、国は補助をしなけ
ればならぬ、こういう意味合いにおい
て、この法律は災害復旧を対象として
つくつたのであります。国全体の
政策を推進する、ただいまの御
議論については同感であります。法
律論は別でございまして。

○小平(忠)委員 その御意見もよくわ
かるのであります。私はこれは法律
論ということになりまして何ですけれ

ども、一つの解釈なんです。法律で災害復旧の中に、災害防止というものを含めるといふ解釈を、本法にうたえはいいのでありまして、決してむずかしい問題ではないと思ひますが、特にこの際国の予算とか、本年度の国の財政の見地から見て不可能であるならば、また別個の議論となります。しかし例の昨年の北海道や長野県の旱害のときに、政府はいかなる答弁をなさつたかというのを考えるならば、あの当時出す根拠がないために、どんなに苦勞したか、どんなに努力したか。特に本日出席をされております自由党の青木代議士さんも、当時北海道の現状を見られて、当時自由党の幹部の諸公にも、強くこの点を訴えたと指摘いたしまして、自由党の責任ある人たちが、次のごとく論議せられた。これは当然政府として、これに対する処置をしなればならぬ。から、これに対しては、少くとも要求額には足らぬであらうが、必ず出すというのを公約されたのであります。ところがその公約はしたけれども、事務的にどだけ苦勞したか。旱害というものは災害復旧ではないから、出す手段がないということを考えてみますときに、また本年も大きな旱害が起きた場合に、昨年の轍を再び繰返すのではないかと。そういうことは山形農地局長さんも、よくこの点は御認識をされておられると思ひますが、ひとつそういうふうなことを申し上げておきたいと思ひます。そういう点から考えてみますと、いかにこのような法律をつくらねばならぬ、問題は実際に災害を復旧する場合に、予

算でくづけられてしまつたら、この法律は何になるかということを考えなければならぬ。この法案には、別に予算的な面については、ちよつともうたつていないのであります。ところが別刷りで要綱を出されております、その要綱を見ますと、この要綱の第二に、国は予算の範囲内で災害復旧事業費の一部を補助することができるといふことになつてゐる。一体本法が政府のお考えを一貫されるのか、要綱の方が正しいのか。この要綱で行きますと、いかに災害が起りましたも、国の予算がくづげられておる場合には出せないという結果になる。この点についてお考えを明確にお伺ひしたいのであります。

○山形農地局長 要綱でも法律でも予算の範囲内というところは書いてあるのではありません。予算の範囲内という言葉は、こういう場合のきまり文句でございまして、法律的に論ずれば、もとより予算の範囲内ということでありまして、この法律の趣旨に準じて予算を計上するという趣旨が、この法律全体を通じての精神でございまして、

○小澤委員 以下につきましては、先ほど私も指摘いたし、井上委員からも疑問と思つております点を指摘されておる。その点は明白になりました。この法案を上げられる場合に、基本的な災害復旧だけでなく、災害を未然に防止するという処置につきましまして、農地局長さんのお考えはこれでありました。明日でも農林大臣の御出席を願つて、その点を明らかにいたしまして、この法案に対する私の態度を決定したいと思つてあります。

以上で私の質問を終了いたします。

○野原委員長代理 本案に対する質疑は一応とどめます。

○野原委員長代理 この際小澤委員より発言を求められておりますので、これを許します。小澤光平君。

○小澤委員 私は蚕糸に関する問題についてお伺ひをいたしたいと思ひます。蚕糸業に關して農林省がいかに重大な關係にあるかといふことは、いまさら私が申し上げるまでもなく、深い關係があり、経済の上にも種々な影響のあることは、これまた論をまたないのではありません。すでに月が明ければ、来月は新しい繭が出て参るわけでありまして、この繭の出まわりに先立ちまして、蚕糸業の特殊性と申すべき値段の非常なる変動のために、実はいろいろ蚕糸業に対しては、生産者あるいは関係業者が、非常に不安を持つておるのではありませんが、これについて蚕糸業の安定に対する問題を、ただいま検討いたしておるわけでありまして、これも今国会に間に合うかどうか非常に疑問になつてゐるようなわけであります。

そこで蚕糸業の中で、この養蚕者がとりました繭を消化して行く中小の製糸業者といふものは、非常に困難な状態にただいま立ち至つておるわけでありまして。昨年度は原料高による採算不引合ひのために、全国的に休業のやむなきに至つたのであります。最近ぼつぽつ開始はいたしておるものの非常な窮境にあるのであります。この中小企業者に対して、農林省といたしましては、どういふふうなお考えで、この中小製糸業者を指導して行くか、あるいはどういふふうなこれを持つて行くか、それを伺ひたいと思ひます。

か、それを伺ひたいと思ひます。

○最上政府委員 蚕糸業に関する統制が撤廃され、自由企業になりまして、中小の製糸業者が特に非常に現在苦境に立つておることは、ただいまお話の通りでございまして、この点につきましては、金融的な措置、あるいは技術指導方面からの、中小企業者に対する保護育成につきまして、努力いたしたいと考えておる次第であります。なお現在一般的に申しますれば、中小企業者に対しては、個々の業者といたしましては、非常に力が弱いのでありますから、いわゆる中小企業等協同組合法によりまして、協同組合をつくらせ、業者が団体の力によつてその弱点を補つて行くという方向にございまして、中小の製糸業者につきましても、業者が中小企業等協同組合をつくりまして、やつて行くという場合には、できるだけ政府といたしましては育成して行きたいと考えております。なおこの製糸につきまして問題になることは、一般的に申しますれば、中小企業等協同組合は、原則的には、その従業者が百人以下で組織することになつておるのであります。これはあくまでも原則でありまして、その事業の性質によつて、それ以上の従業者の組合も認められるわけでありまして。製糸業は御承知のように、一種の加工業の色彩が非常に強いのであります。従つて、一般的に申しますれば、従業者の数の比較的多いのであります。百人以上であることが通常であります。これは従業者の数が多から大企業だといふことは、製糸業には当てはまらないのであります。あくまでも事業の形態によつて判断すべき問題であると思ひますから、この中小製糸業者の協同組合組織の場合には、そういうことにこだわることなく、あくまでも事業の形態というところによつて判断せらるべきだと考えております。

○小澤委員 この当面の金融の打開、中小企業者の救済等については、中小企業等協同組合を設立させて、この協同の力によつて打開をして行くというお考えのようでありまして、この中小企業等協同組合は、その法の明文に、ただいま述べられたように百人未満といふことがあつたわけですが、これはやはり事業の形態によつて、百人以上あつたから中小企業者でないというふうなことの論議は、成り立たないと思ひます。百五十人ない二百人というものが中小企業者であるといふような理論づけを、農林省としてはどんな表現で理論づけられるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○最上政府委員 中小企業等協同組合の加入の業者の資格の問題になりますと、結局は公正取引委員会の決定にまつわけでありまして、これは先ほど申し上げましたように、製糸業は本来加工業の色彩が非常に強いのであります。従つて従業者の数は相当多いのであります。従つて、製糸業の場合には大企業であるといふことを意味しない。そういう特殊な事業であるといふことを中心にして、問題を考えるべきだと考えている次第であります。

○小澤委員 製糸業の形態は、非常にへんばな事情にあるわけでありまして、製糸業といふものは、昔はその立地條件——養蚕のたくさんできる所に

自分の糸をこしらえるというような考
えからいたしまして、転々として製糸
の工場が、全国各地に原料とマツチし
て合理的にできたゆえんがあるもので
あります。その自分の土地を働かしてで
きた農産物の加工品がいわゆる生糸で
あり、それがたまたまかつては日本の
輸出の五〇%以上を占めたというよう
な、非常に重い使命も自然的に現われ
て来まして、この重要性というものが
だんだん認められて、今日では中小製
糸業者というものが、大体百ないし
百五十あるいは二百かま未満というも
のが、中小製糸業者というふうに言わ
れるようになって参つたのであります
が、一方巨大製糸業者というものがこ
ざいまして、現在日本の国では、大体
千かま以上の所有者であるところの六
業者が、巨大製糸業者であるというふ
うに言われておりますが、この巨大製
糸業者の資本金等をまず考えてみます
と、百八十一業者の中の六業者だけ
が、その資本金だけでも二十四億円も
持つてゐるが、この百八十一の中から
六つを引いた百七十五という業者がわ
ずかに資本金が三億四千万円、もつと
もこのほかに個人企業者があります
が、こゝういふふうな実態であります
と、巨大製糸業者と中小製糸業者とい
うものが、非常にその幅が広くなつて
参つてゐる現状であります。なおこの
巨大製糸業者というものは、大体全国
各地のそれ／＼立地条件のよい所に工
場を設置しておりますために、この六
業者の平均した工場数が大体一業者に
対して十四工場の平均になつておるの
であります。この業者は巨大な資本を
擁しており、そのほかに関連事業とし
て、資本力に物を言わせて、その原料

を取入れるところの蚕種であるとか、
あるいは生糸の販売面を受け持つとこ
ろの間屋業者であるとか、あるいは輸
出業者であるとか、織物紡績あるいは
製薬、化粧品というふうなあらゆる
関連産業を持つておりまして、その中
に巨大な事業と資本力を持つておるの
であります。こゝういふふうな人たちに
比較いたしまして、ただいま申し上げ
た百五十ないし二百未満の業者とい
うものは、資本金の面から見ても弱小で
あり、大業者と太刀打ちできない実情
になつておるのであります。昨年の実
績から見まして、全国的に一番原料
の安かつたのが東北地方であります。
この東北地方はなぜ原料が安かつたか
という点、お蚕は一を三期にそれぞ
れわけてやつておるのであります。春
繭だけを七〇%も七五%もつくる東
北地方においては、春繭だけが四千が
けというふうなことさらに安い値段であ
つたものが、晩秋蚕になつてから一万
一千がけというふうな二倍八分にもな
るような値段の変動がありましたため
に、東北地方に工場をたくさん持つて
いるところの巨大製糸業者としては、
結局その剰余金というものが莫大な金
額に上つて参りますので、その剰余金
のはけ口として、実は関東であるとか、
信越であるとか、こゝういふ方面に
行つてその剰余口のはけ口を求めて、
その地方の繭の値段というものを非常
に攪乱した例があるのであります。こ
ういふように巨大製糸業者であるからこ
そ平均十四工場も持つておりまして、
適時に応用動作ができます非常に有利
な条件下にあるのと比較いたしまし
て、中小企業業者は、一業者一工場とい
うようなことになつておりますの

で、こゝういふふうな業者が、ただいま
申し述べられたように、百人以上が中
小企業業者でないというふうな認められ
るといたしましたならば、この八四・
五%の中小企業業者というものは、どう
してもこの際非常に危殆に瀕するよう
な事態が来る。ひいては多数の養蚕農
家の人たちに、来月に迫つたところの
繭の受入れに關して、非常に心配をさ
せるといふような結果が生じて参るの
であります。この点について、いま少
し理論づけて、こゝういふふうなことが
ありまして、中小企業業者であるとい
うようなことをはつきりわかるよう
に、ひとつ農林省御当局としては発表
をしていただきたかと思つたのでありま
す。すでに通産省といたしましては、
エード資金の貸付等にあたりました
は、一つの基準を示しまして、資本金
が三百万円以下、従業員が二百人以下
を中小企業業者というふうにして、
金の貸出し対象となつてゐるようであ
ります。こゝういふしつかりしたも
のを示していただきますと、この問題
が、こゝういふところへ行つてつつか
らないで、スムーズに當局の打開がで
き、あるいは技術の共同研究であるとか、
あるいは原料の共同購入であるとか、
合理的な仕事をやつて行けること
になりまして、大企業に相対峙して、
りつばな成果があげられて、ひいては
製糸業の発展ができるということにな
ります。こゝういふ点をいさ少し理
論づけて発表されるお氣持があるかど
うかこの点を、お伺いしたいと思つた
です。

で、いわゆる危険を分散するというこ
とができるのでありますが、中小の製
糸業者はこゝういふことができないとい
うようなことで、地方によつては非常
な苦境に立つてゐることは、私どもも
承知いたしておるのであります。従
まして、中小の製糸業者におかれまし
ては、協同組合によりまして、協同の
力によつて自己の事業を守つて行く
ということが、最も必要になつて来るわ
けでございます。ただいまの従業員
の問題につきましては、これは実は、結
局は最後の公正取引委員会の判断、決
定いかんになるわけでございますが、
農林省としましては、製糸業の特異性
というところを十分考へまして、その点
につきましては、公正取引委員会の方
とも協議をいたしまして、ただいま小
洲委員がお話になつたようなことにつ
きまして、何らか具体的に明示ができ
ればこゝういふことにして、地方の中小
業者の組合結成につきまして、目標に
なるようなことを明示したいと思つて
おる次第であります。

○小洲委員 行政制度審議会で、農林
省の蚕糸局が拡大強化されて、通産省
から輸出の面まで持つて来て、非常に
大世帯になつて来て、蚕糸業の全体の
発展をはかつて行こうというふうな内
示も示されたやうであります。実は
われ／＼は、これに對してもとより
賛意を表してゐるものであります。が、
たまた／＼製糸業から見たとこころの農林
省というもののについては、いささか不
満を持つてゐるものであります。それ
はどういうわけかといふと、この
蚕糸業の中で、工業部面を持つてゐる
ところの製糸工業については、実は今
私が申し上げましたやうな、當局の打
開の面について、農林省がもう少し
裏面に、この指導なり、あるいは行き
方を示してもらいたいという氣持が、
全体の製糸業者のうちに実はあるわけ
であります。しかいたしまして、ただ
いま申し上げましたやうな中小企業
業者が寄つて、協同組合をつくつて、そ
うしてあの中金の豊富な資金を活用し
て、多数の養蚕業者にも迷惑をかけな
いで、安心させてやつて行こうとい
うような氣持がありまして、実はその
主務官庁であるところの農林省が、い
ま少しその面に意を注いでいただい
て、こゝうしてこゝういふ方向に進んで
行けるやうに、なるべく早く、しつか
りした規範を示してやつていただくこ
とができますやうに、われ／＼は一
日もすみやかにこの点をお願い申し上
げたいと思つたのであります。来月に迫
つた最も重要な時期にありますので、
この点を特にお願いをいたしまして、
私の質問を打切ることになりました
と思ひます。

○小林(通)委員 小洲君の質問に對し
て蚕糸局長のお答をちよつと聞きた
ましたが、中小企業等協同組合法の第六
條の解釈の問題ですが、これは先般私
は文書をもつて、一応質問を政府にし
ておきましたけれども、まだ回答があ
りませんが、ただいまの御答弁により
ますと、百人という人数の制限がある
やうであります。その内容等について
は、今小洲君から質問があつたと思
ひますが、現状は製糸業は決して大企業
ではない。三百かま、五百かまも中小
の部に入るといふことは、これは衆目
の見るところわかつておるのでありま
すが、今の御答弁によりまして、公正
取引委員会と相談をして、しかるべく

きめたいというようなお話でしたが、これは現実の問題としても、中小業者が何か協同組合でもつくらなければ、業者はやつて行けないというような、非常に差迫つた問題でありますので、この問題をばつきりしてもらいたい。たとえば、われ／＼の見解に立ちますと、二百かま、三百かまは中小企業に入る。三百かまにいたしますと、今までの一かま当り一人三分とかいうようなことになりまして、大体四百人ぐらのようになりまして、これも、これは年間を通じまして、多期の休業であるとか、その他原料が足りないために、どうしてもこれは休まざるを得ない、そういうようなことから、平均してこれを科学的に計算してみても、二百五十かまぐらゐは、平均すると百人以下になると私は思う。その点、局長もすでに養糸局では御研究になつておると思ひますから、その辺をばつきり――二百五十かまぐらゐは百人以下だといふふうなことをばつきり御答弁願いたい。もし今できなければ、これは公正取引委員会と御相談の上、大至急方向をきめてもらいたい。できるなら今御返事を願いたい。

○最上政府委員 ただいまの小林委員の御質問でございますが、これは実は公正取引委員会、最後の決定を得なければならぬ問題でございますので、ただいまのお話の趣旨はよく私もにもわかつておるのであります。先ほど小淵委員に対して申し上げましたように、製糸業は一種の加工業であつて、従業員が非常に多いのが、事業の本業の性質でありまして、百人以上あつても、それが決して大企業だということにはならないのでありまして、事

業の性質上そういう従業員が多いという事になつておるのでありますから、その点は製糸業の特異性を公取方面にも十分説明して、何らかの了解を得て、その趣旨については適當な策をとりたい、かように考へておる次第であります。

○野原委員長代理 本日の会議はこの程度にとどめ、明日午後一時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会